［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（積立分譲住宅の譲受人の選定の特例）

第二十二条　譲渡人が地方住宅供給公社である場合において、当該譲渡人が、法第十九条第一項第三号の規定による貸付け（同号ホ及びヘに規定する者に対するものを除く。）に係る住宅及びその敷地を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十三条第一項の住宅の積立分譲に関する契約によつて譲渡しようとする場合においては、第十八条から第二十一条までに規定する方法によらないで譲受人を選定することができる。

（譲受人の選定の特例等）

第二十三条　譲渡人は、次に掲げる貸付金に係る住宅については、公庫の承認を得て、第十八条から第二十一条までの規定によらないで譲受人を選定することができる。ただし、第三号に掲げる貸付金に係る住宅については、その住宅の戸数の二分の一を超えない戸数に限る。

一　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的たる建築物の部分で住宅の用に供されるものを有する建築物（以下この号において「区分所有建築物」という。）が滅失し、又は取り壊された場合において、当該区分所有建築物の敷地に新たに区分所有建築物を建設し、当該建設した区分所有建築物の住宅の用に供される部分（同法第二条第六項に規定する敷地利用権を含む。）を譲渡する事業を行う者に対する法第十九条第一項第三号の規定による貸付金

二　市街地再開発事業の施行に伴い自ら居住する住宅を失った者その他の特別の事情のある者で公庫が主務大臣の承認を得て定めるものの居住の用に供する住宅を譲渡する事業を行う者に対する法第十九条第一項第三号の規定による貸付金

三　前二号に掲げる貸付金以外の法第十九条第一項第三号の規定による貸付金で、令第一条の三第一項第八号の規定による貸付金に係る合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を譲渡する事業を行う者に対するもの

2　土地譲渡人は、造成した土地又は造成した土地に係る借地権を法第十九条第一項第三号ハ若しくはニの規定に該当する者、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条第一項第四号の規定に該当する者、住宅の供給を行う地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は利便施設を建設する者に譲渡する場合においては、公庫の承認を得て、第十八条から第二十一条までに規定する方法によらないで譲受人を選定することができる。

3　第十八条から第二十一条までに定めるところに従つて譲受人を選定した後なお譲受人が決定しない住宅、土地又は借地権が存する場合においては、譲渡人又は土地譲渡人は、公庫の承認を得て、第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、譲受人の資格を定め、第十八条から第二十一条までに規定する方法によらないで譲受人を選定することができる。

（譲渡条件）

第二十四条　譲渡人は、公庫から貸付けを受けて住宅又は住宅に付随する土地若しくは借地権を譲受する者以外の者で、公庫からの貸付金の償還の条件に準ずる長期割賦の方法により住宅の譲渡価額を支払わなければ住宅を取得することができないもの（以下「長期譲受人」という。）に公庫の貸付金に係る住宅又は住宅に付随する土地若しくは借地権を譲渡する場合においては、譲渡価額のうち公庫の貸付金に係る金額に相当する額については、公庫の譲渡人に対する貸付金の償還期間と同一の期間に割賦弁済させることを譲渡の条件としなければならない。ただし、特別の事情がある場合において、公庫の承認を得たときはこの限りでない。